

# ワン・ワールド経済からの脱却④

## 金融商品と化した「ヴクチン」

祖国再生同盟代表・弁護士 木原功仁哉



### 実体経済を凌駕する「金融経済」

最近の為替相場は、32年ぶりに1ドル150円前後の円安水準に達している。その結果、輸入頼みの我が国では、石油、食糧といった基幹物資の輸入価格が大幅に高騰して国内の物価を大きく押し上げ、国民生活を疲弊させている。そうかと思えば、令和5年12月7日に日銀の植田総裁の国会における「チャレンジング」発言が契機で投資家たちの円買いが進み、1ドル141円まで円高が進んだ。

為替の乱高下は、日銀総裁の発言だけでなく国際情勢一つで起こるのであり、それによって市井の生活が右往左往させられるのが日常の光景となってしまう。これでは、汗水流して働く人々が全く報われない。経済評論家は、こうした不条理に対する抜本的解決策

を提示するわけでもなく、値動きの理由をまことしやかに解説するにすぎない。

今日の為替市場や商品市場は、通貨や商品（穀物、ゴム、石油など）が「金融商品」として取り扱われ、これに投機する投資家たちが利ざやを稼ぐ「賭博場」と化してしまっただけであり、それが「金融経済」の正体である。

経済には、その取引の内容により実体経済と金融経済の2種類がある。すなわち、スーパーでジュースを買ったり、電車に乗ったりする経済活動を「実体経済（モノ・サービスとお金との交換）」といい、証券取引所で行われる株式やデリバティブ（金融派生商品）等の金融商品の取引を「金融経済」という。そして、金融経済の規模は、実体経済の10倍とも100倍とも言

われ、その実態は、為替、株価の変動を予想する経済評論家ならぬ「相場師」と、利ざやを稼ぐようにする投資家と称する「ばくち打ち」によって支配されている。つまり、金融経済は本質的に賭博経済であり、その規模が実体経済よりもはるかに大きいことから、世界の

一投資家が投機マネーを出し入れしただけで為替や株式が乱高下し、実体経済までもが大きく左右される。そして、こうした金融商品が枯渇して金融経済が停

滞すれば投資家の利ざや稼ぎのチャンスが減るから、ありとあらゆる物が金融商品化されることよって昨今の金融経済が成り立っているのであり、それはまさに「バブル経済」そのものである。そして、近年では、「温室効果ガス排出量」と「ヴクチン」が投資家から新たな金融商品として注目を浴びている。

### 地球温暖化の虚構

まず、「温室効果ガス排出量」取引についてである。国連及び世界各国は、地球温暖化の原因を温室効果ガス（二酸化炭素、メタン）と決めつけた上で、気候変動に関する国際枠組みとして各国に排出量目標を設定

させている。そして、約30年後の「カーボン・ニュートラル目標の実現」と称して、令和7年から排出量の削減分を売買する「排出量取引」が本格的に開始することとなり、東京証券取引所に「カーボン・クレジット市場」なるマーケットが誕生した。

しかし、そもそも温暖化の原因は、二酸化炭素やメタンだけでなく、太陽活動や火山活動など様々な要素が複雑に絡み合っているとの科学者の見解があるし、それ以前に、最近の地球は寒冷化に向かっているとの説があるほどである。つまり、地球が温暖化していることも、その原因が温室効果ガスであることも科学的な立証がされていないのに、各国政府やメディアが温室効果ガスの削減のみを問題としているのは明らかに異常である。

間違いなく言えることは、温室効果ガスを原因と決めつけることにより、「温室効果ガス排出量」という金融商品が生み出され、その取引に乗じて投資家たちが利ざや稼ぎをする現実が目前に存在するということである。その非科学性が白日のもとにさらされるのは、時間の問題であると信じた。

そして、コロナ禍によって投資家の間で熱い視線が注がれるようになった商品がある。それは「ワクチン」である。

前回の連載では、WHOが推進しているパンデミック条約により、締約国国民に対してワクチン接種義務を課すことができ、これによって各国にワクチンの「押し売り」が可能となることについて述べた。その目的は、各国にワクチンの買取義務を課すことによって、ワクチン取引を巨大マーケットに育て上げる点にある。

本来なら、医薬品は当該疾病を有する患者のみに需要があり、必ずしもマーケットが大きいとは限らないが、殊にワクチンの場合は、健康か不健康かを問わず全世界の人々に需要があることから、マーケットは巨大である。実際に、コミナティ―筋注を製造販売したファイザーは、コロナ禍前（令和元年12月通期決算）の売上高510億ドルを1000億ドル（令和4年12月決算）に倍増させたのであり、株価も一時期、コロナ禍前の2倍程度にまで跳ね上がった。

融商品化しようとする国際金融資本の企てを阻止することも目的である。そのためには、ワクチンの有効性と安全性について徹底的に争い、大規模接種の根拠となった「特例承認」の違法性を認める判決を勝ち取らなければならない。

特例承認とは、有効性及び安全性が確立されていない医薬品であっても、緊急の必要がある場合に国が特例として使用を承認する制度である。いわば、国家が国民に「人体実験」をするのを許容する制度であり、仮にも接種後の死亡例が発生するようなことがあれば、直ちに特例承認を取り消すか、厚生労働大臣の緊急命令により接種事業を停止させなければならなかった。

しかし、国は、どれだけ接種後死亡例が発生しても、接種を止めるどころか、2回接種では飽き足らず、とうとう7回目まで接種を続けている。

厚生労働省において令和3年6月28日に開催された「第4回医薬品等行政評価・監視委員会」の議事録によれば、同月23日の副反応検討部会の会合で明らかになったワクチンの有害事象のうち死亡例として、

つまり、ワクチン強制化の流れは、表向きは公衆衛生の保持（感染防止・重症化防止）であるが、それも科学的な裏付けがなされているわけでもなく、真の目的は、パンデミック条約の締約国に、国民全員分のワクチンの「買取義務」を負わせて強制的にワクチン取引に参加させ、ワクチン・ビジネスの巨大マーケットを作り上げることにあつたのである。この点は、温室効果ガスの排出量取引と全く構図が同じである。

そして我が国は、ワクチン利権に完全に牛耳られ、その餌食にされている。

#### ワクチン薬害訴訟の意義

現在、私と祖国再生同盟最高顧問の南出喜久治弁護士は、武漢ウイルス（新型コロナウイルス）ワクチン接種後の死亡又は後遺症の被害者を原告とし、国及びファイザーなどを相手取った民事訴訟を東京地裁などに提起しており、審理が進められている（詳細は、前回述べたとおりである）。

この活動は、もちろん被害者の救済が第一の目的であるが、さらに進んで、ワクチン取引を拡大させて金100万人接種当たり16・2件ということが政府では認識されていたのであって、この委員会で佐藤嗣道委員が「一応100万人接種当たり16・2件ということが仮にワクチン接種による死亡だと仮定した場合に、そのような死亡のリスクというのはベネフィットに照らして許容し得るのかということについてお答えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。」との質問に対して山口予防接種室ワクチン対策専門官が回答しなかったため、さらに、繰り返し、佐藤委員が、「それでは、回答になっていません。端的にお答えください。100万人接種当たり16・2件の死亡が仮に真実だったときにこのリスクは許容できるのか、できないのかをお答えください。」と質問したのに対して、林予防接種室長もまた回答をぐらかせて答えなかった事実がある。

ほかに、特例承認の違法性をめぐる争点は多数存在するが、今回の薬害訴訟を戦い抜くことが、ワクチンを融商品化しようとする国際金融資本の企みを打ち砕き、賭博経済を終焉させて祖国を再生させる一歩となるのである。